第2章 総務部

第1節 総務課

[総括概要]

総務課の主な分掌事務は、組織機構、行政区域、事務合理化、行政改革、指定管理者、情報公開、個人情報保護、文書管理、条例規則の制定改廃、市議会との連絡調整等である。

平成22年度は、重点事業として、組織機構の見直し、自治基本条例策定、新市市章制定、指定管理者の管理状況評価、情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用、例規整備の実施に努めた。

主な事務事業の実施状況については、次のとおりである。

組織機構については、効率的な行財政運営を実現し、なおかつ市民ニーズに的確に対応した、市民目線の分かりやすい組織機構の確立を目指し、全部課長のヒアリングを経て、政策会議等において審議検討を行い、見直しを実施した。

行政改革については、合併前の各地域における行政改革大綱実施計画・財政自立 計画及び集中改革プランの実施状況をとりまとめるとともに、新市行政改革大綱策 定の準備に着手した。

自治基本条例については、公募委員などで組織する栃木市自治基本条例市民会議 を設置し、会議を開催し、条例策定のための検討を行った。

市章については、作品の公募、市民アンケート、新市市章選定委員会における検討を経て、10月2日に制定し、同日開催された合併記念式典において発表した。

指定管理者制度については、同制度を導入している33施設のうち、6つの施設 について公募及び公募外により指定管理者の選定を行った。

また、同制度を導入して管理しているすべての施設において、指定管理者による自己評価、施設所管課による2次評価の2段階の管理状況評価を行い、そのうえで5つの施設を選定して指定管理者選定委員会による管理状況評価を行い施設管理の改善を図るとともに、すべての施設の管理状況評価についてホームページにおいて公表した。

情報公開及び個人情報保護については、「栃木市情報公開条例」や「栃木市個人情報保護条例」の円滑な運用に努めた。

文書管理については、文書の収受、配布、発送の迅速、的確な処理に努め、印刷 等の効率化を図った。

市議会については、定例会及び臨時会を8回招集し、232件の議案等を提出した。

また、条例、規則及び訓令については、94件の制定改廃を行った。なお、例規 集については平成22年11月からデータベース化し、パソコンでの検索を可能と した。

行政管理担当

- 1 組織機構の見直し
 - 22年度に検討し、23年4月に実施した見直しの主な内容は、次のとおりである。
- (1) 企画部
 - ア 企画部を総合政策部とした。
 - イ 企画課を総合政策課とし、政策総務担当、政策調整担当及び統計担当に再編した。
 - ウ 総合政策課政策調整担当に政策推進員(旧企画員)を配置した。
 - エ 公有財産課の「栃木市土地開発公社に関すること。」及び「栃木市土地開発基金に関すること。」を総合政策課政策調整担当の所管とした。
 - オ 各総合支所地域振興課の次の事務を総合政策課に一元化した。
 - ・国際交流及び国内交流に関すること。
 - 統計に関すること。
 - カ 地域振興課を地域まちづくり課とし、まちづくり担当及び市民協働推進担当に再編した。
 - キ 秘書政策課を秘書広報課とし、秘書担当及び広報広聴担当に再編した。
 - ク 財政課財政担当に主計員を配置した。
 - ケ 各総合支所地域振興課の次の事務を財政課財政担当に一元化した。
 - ・予算の調整及び執行管理に関すること。
 - 決算に関すること。
 - ・一般寄附の受入れに関すること。
 - コ 保健福祉部地域医療対策室を総合政策部の所管とした。
- (2) 総務部
 - ア 各総合支所地域振興課の次の事務を総務課に一元化した。
 - ・指定管理者制度の総合調整に関すること。
 - ・情報公開制度に関すること。
 - ・個人情報保護制度に関すること。
 - ・訴訟、和解及び不服申立ての手続きに関すること。
 - イ 人事課を職員課とした。
 - ウ 税務課及び債権管理指導室を理財部(旧施設管理部)の所管とし、市民税課(税 政担当、市民税担当)、資産税課(資産税担当)及び収税課(収税担当、債権管理 指導担当)に再編した。
 - エ 消防防災課を危機管理担当及び消防担当に再編した。
- (3) 施設管理部
 - ア 施設管理部を理財部とし、管財課、施設管理課、市民税課、資産税課及び収税課 に再編した。
 - イ 道路管理課を都市建設部維持管理課とし、道路、河川及び公園についての整備と 維持管理は都市建設部の所管とした。
 - ウ 施設管理課の学校施設管理担当の事務を教育委員会の所管とした。
 - エ 施設管理課を庁舎管理担当、営繕担当及び住宅担当に再編した。

- オ 公有財産課公有財産担当を管財課管財担当とした。
- カ 総務部税務課及び債権管理指導室を理財部の所管とし、市民税課(税政担当、市 民税担当)、資産税課(資産税担当)及び収税課(収税担当、債権管理指導担当) に再編した。

(4) 市民生活部

- ア 市民生活部を生活環境部とした。
- イ 市民生活課市民協働推進担当の市民協働に関する事務を総合政策部地域まちづくり課の市民協働推進担当の所管とした。
- ウ 市民生活課市民協働推進担当交通防犯チーム及び公共交通対策チームを交通防 犯課(交通防犯担当及び公共交通対策担当)とした。
- エ 保険年金課を保険医療課(保険担当、医療給付担当)とした。
- オ 保健福祉部健康増進課の狂犬病予防法に関する事務を環境課環境保全担当の所 管とした。

(5) 保健福祉部

- ア 福祉トータルサポートセンターを社会福祉課とし、福祉政策担当、障がい福祉担 当及び発達支援担当の3担当に再編した。
- イ 福祉サービス課を生活福祉課生活福祉担当とし、生活保護法による保護の措置に 関する事務を所管することとした。
- ウ こども課に福祉サービス課の児童手当等の事務を移管し、子育て支援チーム、保育チーム、児童家庭チーム及び保育園チーム(6 チーム)の1担当9 チームに再編した。
- エ 高齢福祉課を高齢福祉担当及び地域支援担当の2担当とし、介護保険担当及び介護限険課とした。
- オ 健康増進課の狂犬病予防法に関する事務を環境課環境保全担当の所管とした。
- カ 健康増進課健康づくり担当の事務に「妊産婦医療費受給資格者証交付申請書の受付に関すること。」を加えた。
- キ 地域医療対策室を総合政策部に移管した。

(6) 産業振興部

- ア 商工観光課を商工振興担当及び観光振興担当に再編した。
- イ 商工観光課商工振興担当の事務に「中心市街地活性化(商業活性化)に関すること。」を加えた。

(7) 都市建設部

- ア 道路整備課を都市整備課(監理担当、道路整備担当及び河川整備担当)として再編した。
- イ 施設管理部道路管理課を維持管理課として、道路河川管理担当及び公園の整備と 維持管理を所管する公園緑地担当の2担当に再編した。
- ウ 各総合支所の次の事務については維持管理課道路河川管理担当に一元化した。
 - ・道路台帳の整備及び管理に関すること。
 - ・道路及び河川等の占用並びに工事の承認に関すること。
 - ・道路及び河川等の境界に関すること。

- ・法定外公共物の用途廃止及び使用許可に関すること。
- ・開発行為に係る道路及び河川等の協議に関すること。
- エ 各総合支所の次の事務については維持管理課公園緑地担当に一元化した。
 - ・公園台帳の整備及び管理に関すること。
 - ・公園及び緑地の占用及び行為の許可に関すること。
 - ・開発行為に係る公園及び緑地の協議に関すること。
- オ 伝建推進室を教育委員会に移管し、都市計画課計画景観担当の事務に「伝統的建 造物群保存地区に係る許認可等に関すること。」を加えた。
- カ 都市建設部下水道課及び水道課により上下水道部を新設し、各総合支所の上下水 道課を上下水道部下水道課及び水道課に一元化した。なお、上下水道部水道課には、 都賀地域を担当する北部水道事務所担当並びに大平地域及び藤岡地域を担当する 南部水道事務所担当をおいた。

(8) 大平総合支所

- ア 大平総合支所地域振興課を大平総合支所地域まちづくり課とした。
- イ 大平総合支所市民生活課を大平総合支所生活環境課とした。
- ウ 大平総合支所の次の事務を本庁所管課との整合を図り再編した。
 - ・交通防犯に関する事務を地域振興課から生活環境課生活環境交通担当(担当名変更)に移管した。
 - ・「妊娠届の受付及び母子健康手帳交付に関すること」を市民生活課から健康福祉課健康増進担当に移管した。
 - ・自衛官募集に関することを市民生活課から地域まちづくり課に移管した。
 - ・勤労青少年ホームに関することを産業振興課から生活環境課に移管した。
- エ 大平総合支所地域振興課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・国際交流及び国内交流に関すること。
 - ・予算の調整及び執行管理に関すること。
 - 決算に関すること。
 - ・一般寄附の受入れに関すること。
 - ・不服申し立て及び訴訟に関すること。
 - ・指定統計及びその他統計に関すること。
 - ・統計調査員に関すること。
 - ・指定管理者制度の導入に関すること。
 - ・情報公開及び個人情報の保護に関すること。
 - ・法定外公共物の払い下げに関すること。
 - ・公有財産の調整に関すること。
- オ 大平総合支所健康福祉課健康増進担当の事務に「妊産婦医療費受給資格者証交付申請書の受付に関すること。」を加えた。
- カ 大平総合支所こども課を大平総合支所健康福祉課こども担当とした。
- キ 大平総合支所道路整備課道路管理担当の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・道路(農道及び街路を含む。)及び橋梁台帳の整備保管に関すること。
 - ・道路及び水路の境界確認に関すること。

- ・法定外公共物の用途廃止及び使用許可に関すること。
- ・道路、橋梁及び水路の占用許可並びに工事の承認に関すること。
- ・開発行為に係る道路及び水路の協議に関すること。
- ク 大平総合支所都市整備課都市管理担当の「開発行為に係る公園等の協議に関する こと」を本庁に一元化したする。
- ケ 大平総合支所上下水道課を本庁に一元化した。
- (9) 藤岡総合支所
 - ア 藤岡総合支所地域振興課を藤岡総合支所地域まちづくり課とした。
 - イ 藤岡総合支所市民生活課を藤岡総合支所生活環境課とした。
 - ウ 藤岡総合支所の次の事務を本庁所管課との整合を図り再編した。
 - ・交通防犯に関する事務を地域振興課から生活環境課生活環境交通担当(担当名変更)に移管する。
 - ・自衛官募集に関することを市民生活課から地域まちづくり課総務担当に移管する。
 - エ 藤岡総合支所地域振興課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・国際交流及び国内交流に関すること。
 - 予算の調整及び執行管理に関すること。
 - 決算に関すること。
 - ・一般寄附の受入れに関すること。
 - ・不服申し立て及び訴訟に関すること。
 - ・指定統計及びその他統計に関すること。
 - ・統計調査員に関すること。
 - ・指定管理者制度の導入に関すること。
 - ・情報公開及び個人情報の保護に関すること。
 - ・法定外公共物の払い下げに関すること。
 - ・公有財産の調整に関すること。
 - オ 藤岡総合支所都市建設課の「市有建築物の建設及び営繕に関すること。」及び「市 有建築物の維持管理に係る相談及び助言に関すること。」を地域まちづくり課理財 担当に移管した。
 - カ 藤岡総合支所健康福祉課健康増進担当の事務に「妊産婦医療費受給資格者証交付申請書の受付に関すること。」を加えた。
 - キ 藤岡総合支所都市建設課管理担当の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・道路、橋梁及び公園台帳の整備保管に関すること。
 - ・境界査定に関すること。
 - ・法定外公共物の用途廃止に関すること。
 - ・道路、橋梁、河川水路及び公園の占用許可並びに工事の承認に関すること。
 - ・開発行為に係る道路、河川及び公園等の協議に関すること。
 - ク 藤岡総合支所上下水道課を本庁に一元化した。
- (10) 都賀総合支所
 - ア 都賀総合支所地域振興課を都賀総合支所地域まちづくり課とした。

- イ 都賀総合支所市民生活課を都賀総合支所生活環境課とした。
- ウ 都賀総合支所の次の事務を本庁所管課との整合を図り再編した。
 - ・男女共同参画及び青少年の健全育成に関する事務を地域振興課から生活環境課 に移管する。
 - ・交通防犯に関する事務を地域振興課から生活環境課生活環境交通担当(担当名変更)に移管する。
 - ・自衛官募集に関することを市民生活課から地域振興課に移管する。
- エ 都賀総合支所地域振興課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・国際交流及び国内交流に関すること。
 - ・ 予算の調整及び執行管理に関すること。
 - 決算に関すること。
 - 一般寄附の受入れに関すること。
 - ・不服申し立て及び訴訟に関すること。
 - ・指定統計及びその他統計に関すること。
 - ・統計調査員に関すること。
 - ・指定管理者制度の導入に関すること。
 - ・情報公開及び個人情報の保護に関すること。
 - ・法定外公共物の払い下げに関すること。
 - ・公有財産の調整に関すること。
- オ 都賀総合支所都市建設課の「市有建築物の建設及び営繕に関すること。」及び「市 有建築物の維持管理に係る相談及び助言に関すること。」を地域まちづくり課理財 担当に移管した。
- カ 都賀総合支所健康福祉課健康増進担当の事務に「妊産婦医療費受給資格者証交付申請書の受付に関すること。」を加えた。
- キ 都賀総合支所都市建設課管理担当の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・道路、橋梁及び公園台帳の整備保管に関すること。
 - ・境界査定に関すること。
 - ・法定外公共物の用途廃止に関すること。
 - ・道路、橋梁、河川水路及び公園の占用許可並びに工事の承認に関すること。
 - ・開発行為に係る道路、河川及び公園等の協議に関すること。
- ク 都賀総合支所上下水道課を本庁に一元化した。

(11) 教育委員会事務局

- ア 教育総務課教育総務担当学校管理チームを施設営繕チームとし、施設管理課で所 管していた学校施設を含む教育施設の営繕、維持管理に関する事務を所管すること とした。
- イ 教育総務課に教育政策担当をおき、「総合教育計画の進行管理及び連絡調整に関 すること」を所管することとした。
- ウ 学校教育課保健給食担当に大平学校給食センターチーム、藤岡学校給食センター チーム、都賀学校給食センターチームを加え、事務分掌に各給食センターの管理運 営に関することを加えた。

- エ 生涯学習課に公民館担当をおいた。
- オ 文化課学芸推進担当に大平文化会館チーム、藤岡文化会館チーム、都賀文化会館 チームを加え、事務分掌に各文化会館に関することを加えた。
- カ 都市建設部伝建推進室を教育委員会の所管とした。
- キ 教育委員会事務局大平教育支所を教育総務担当及び生涯学習担当に再編した。
- ク 大平教育支所学校教育課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・教育支所関係予算の総括調整に関すること。
 - ・奨学資金及び入学資金に関すること。
 - ・学校予算の配分及び執行管理に関すること。
 - ・叙位、叙勲に関すること。
 - ・教職員の組織する教育団体に関すること。
 - ・学校評議員制度に関すること。
 - ・学校支援員等に関すること。
 - ・児童生徒の就学援助に関すること。
 - ・学校教育の支援に関すること。
 - ・国際教育に関すること。
 - ・不登校児童生徒適応指導に関すること。
 - ・幼児教育に関すること。
 - ・学校給食に関すること。
 - ・学校給食共同調理場に関すること。
 - ・その他学校教育の振興に関すること。
- ケ 大平教育支所生涯学習課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・生涯学習の企画に関すること。
 - ・芸術文化に関すること。
 - ・文化財に関すること。
 - ・文化会館に関すること。
 - ・体育指導委員に関すること。
- コ 教育委員会藤岡教育支所を教育総務担当及び生涯学習担当に再編した。
- サ 藤岡教育支所学校教育課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・教育支所関係予算の総括調整に関すること。
 - ・奨学資金及び入学資金に関すること。
 - ・学校予算の配分及び執行管理に関すること。
 - ・叙位、叙勲に関すること。
 - ・教職員の組織する教育団体に関すること。
 - ・学校評議員制度に関すること。
 - ・学校支援員等に関すること。
 - ・児童生徒の就学援助に関すること。
 - ・学校教育の支援に関すること。
 - ・国際教育に関すること。
 - ・不登校児童生徒適応指導に関すること。

- ・幼児教育に関すること。
- ・学校給食に関すること。
- ・学校給食共同調理場に関すること。
- ・その他学校教育の振興に関すること。
- シ 藤岡教育支所生涯学習課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・生涯学習の企画に関すること。
 - ・芸術文化に関すること。
 - ・文化財に関すること。
 - ・文化会館に関すること。
 - ・体育指導委員に関すること。
- ス 教育委員会都賀教育支所を教育総務担当及び生涯学習担当に再編した。
- セ 都賀教育支所学校教育課の次の事務を本庁に一元化した。
 - ・教育支所関係予算の総括調整に関すること。
 - ・奨学資金及び入学資金に関すること。
 - ・学校予算の配分及び執行管理に関すること。
 - ・叙位、叙勲に関すること。
 - ・教職員の組織する教育団体に関すること。
 - ・学校評議員制度に関すること。
 - ・学校支援員等に関すること。
 - ・児童生徒の就学援助に関すること。
 - ・学校教育の支援に関すること。
 - ・国際教育に関すること。
 - ・不登校児童生徒適応指導に関すること。
 - ・幼児教育に関すること。
 - ・学校給食に関すること。
 - ・学校給食共同調理場に関すること。
 - ・その他学校教育の振興に関すること。
- ソ 都賀教育支所生涯学習課の次の事務分掌を本庁に一元化した。
 - ・生涯学習の企画に関すること。
 - ・芸術文化に関すること。
 - ・文化財に関すること。
 - ・文化会館に関すること。
 - ・体育指導委員に関すること。

(12) 農業委員会事務局

農地振興担当農地振興チームを農委総務チーム及び農地指導チームとした。

2 市政年報

平成21年度の栃木市政の大要を収録した市政年報を作成した。

なお、合併後である平成22年3月29日からの3日間に関しても、平成21年度分 事業とみなして原稿を作成した。

配布部数

配布先	冊子版(冊)	CD 版(枚)
市議会議員	3 1	
市長、副市長、教育長	3	
総務課	3	3
情報推進課		1
議事課	2	
生涯学習課	6	
図書館	1	
監査委員事務局	2	
合 計	4 8	4

3 地縁による団体の法人認可

地縁による団体(自治会等)が不動産等に関する権利等を保有するための法人格を付 与する認可等を行った。

(1) 認可地緣団体数 (平成23年3月31日現在)

7 3 団 (栃木地域 4 3 団体、大平地域 5 団体、藤岡地域 2 2 団体、都賀地域 3 団体)

(単位:件)

(2) 各種申請状況

申請	件数	申請	件数
認可申請	2	規約変更認可申請	_
印鑑登録申請	3	告示事項証明申請	7
告示事項変更申請	5	印鑑登録証明申請	5

4 行政区域

字の廃止並びに町及び字の区域の変更

県営吹上東部地区土地改良事業の施行により、現況に符合しない町及び字の区域が生じたことから、栃木市議会平成22年12月定例会に関係議案を提案し、可決の議決を得た。換地処分の広告のあった日の翌日付けで、当該地区の字の廃止並びに町及び字の区域の変更を実施した。

- ・効力発生日 換地処分の公告のあった日の翌日
- ・対象区域 栃木市木野地町字東隅の一部、木野地町字清水久保の一部、木野地町字東原の一部、木野地町字三ツ家の一部、木野地町字藤沼の一部、木野地町字田代の一部、木野地町字中輪の一部、木野地町字新地の一部、木野地町字石堀の一部、木野地町字蘇原の一部、木野地町字 三反田の一部、木野地町字中小路の一部、木野地町字台の一部、木野地町字神明の一部、木野地町字藤六原の一部、木野地町字関場の一部、木野地町字中原の一部、木野地町字下原の一部、木野地町字 塚越の一部、木野地町字本庄の一部、木野地町字森東の一部、木野

地町字広小路の一部、木野地町字中ノ町の一部、木野地町字森北の

一部、木野地町字海老内の一部、木野地町字森岡の一部、木野地町字岡ノ内の一部、木野地町字赤井崎の一部、木野地町字本郷の一部、木野地町字中山の一部、栃木市細堀町字大道南の一部、細堀町字片蓋の一部、細堀町字片蓋南の一部、細堀町字森北の一部、細堀町字柳生の一部、栃木市川原田町字大明の一部、栃木市原宿字宿南の一部、栃木市木字下原の一部、木字有無の一部、木字石堀の一部、栃木市木野地町字三ツ家の一部、栃木市合戦場字並塚の一部及び栃木市平川字上川原の一部を栃木市木野地町とした。

栃木市吹上町字与次渕の一部、吹上町字北高野の一部、吹上町字 曲松の一部、吹上町字塚越の一部、吹上町字菩提木の一部、吹上町 字片蓋の一部、吹上町字片蓋前の一部、栃木市細堀町字大道南の一 部、栃木市野中町字イヤシ仏の一部、野中町字高落の一部、野中町 字米山の一部、栃木市川原田町字真土の一部及び栃木市木野地町字 塚越の一部を栃木市吹上町とした。

栃木市細堀町字大道南の一部、細堀町字大道北の一部、細堀町字田小路の一部、細堀町字榎道の一部、細堀町字仲ノ町の一部、細堀町字柳生の一部、細堀町字学校西の一部、細堀町字専神前の一部、細堀町字壱丁田の一部、細堀町字森下の一部、細堀町字森北の一部、細堀町字稲荷山の一部、細堀町字山口の一部、細堀町字谷津の一部、細堀町字谷津東の一部、細堀町字仲畑の一部、細堀町字片蓋の一部、細堀町字片蓋南の一部、細堀町字稲荷前の一部、栃木市木野地町字中ノ町の一部、木野地町字森岡の一部及び木野地町字中ノ町の一部、木野地町字森岡の一部及び木野地町字中ノ町の一部、木野地町字森岡の一部及び木野地町字中山の一部を栃木市細堀町とした。

栃木市野中町字赤津の一部、野中町字イヤシ仏の一部、野中町字高落の一部、野中町字台の一部、野中町字口伝の一部、野中町字前原の一部、野中町字米山の一部及び栃木市吹上町字与次渕の一部を栃木市野中町とした。

栃木市川原田町字北の一部、川原田町字真土の一部、川原田町字 永代の一部、川原田町字大明の一部、川原田町字格堀の一部、川原 田町字西の一部、栃木市吹上町字塚越の一部、栃木市野中町字イヤ シ仏の一部、栃木市木野地町字台の一部、木野地町字神明の一部、 木野地町字藤六原の一部、木野地町字関場の一部、木野地町字下原 の一部及び木野地町字塚越の一部を栃木市川原田町とした。

5 行政改革

合併前の各地域における行政改革大綱実施計画・財政自立計画及び集中改革プランの 実施状況をとりまとめ、庁内LANにより全職員に周知し、情報の共有化を図ると同時 に、ホームページにおいて公表した。

6 指定管理者制度

- (1) 指定管理者選定委員会の開催
 - ·管理状況評価 平成22年8月19日
 - ·指定管理者選定 平成22年10月1日、7日、14日 (全4回)
- (2) 選定委員会による管理状況評価を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称	評価
1	栃木市大平勤労青少年ホーム	いすゞビルメンテナンス株式会社	Α
2	栃木市大平児童館	学校法人しずわでら学園	Α
3	とちぎ蔵の街美術館	特定非営利法人アート・ビオトープ	Α
4	栃木市栃木図書館	栃木市栃木図書館指定管理共同事業体	Α
5	栃木市栃木文化会館	共立・環境整備・日立ビルシステム共同事業体	A

※評価はA・B・Cの3段階評価

(3) 公募により選定を行った施設

No.	施設名称	指定管理者名称
1	とちぎ市民活動推進センター (くらら)	特定非営利活動法人ハイジ
2	栃木市栃木勤労青少年ホーム	環境整備株式会社
3	栃木市勤労者体育センター	環境整備株式会社
4	栃木市勤労者総合福祉センター	大新東ヒューマンサービス株式会社
5	栃木市出流ふれあいの森	みかも森林組合

(4) 公募外により選定を行った施設

No	0.	施設名称	指定管理者名称
1		栃木市藤岡地域活動支援センター	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

7 自治基本条例

1市3町の合併に伴い、旧栃木市において制定されていた栃木市自治基本条例及び旧大平町において制定されていた大平町自治基本条例は廃止されたが、新市においても、自治の基本理念及び基本原則や行政運営のルールを定めた自治基本条例を制定するため、栃木市自治基本条例市民会議を設置し、市民を中心として条例素案の検討を行った。

(1) 自治基本条例市民会議の設置

ア 設置日 平成22年10月12日

イ 委嘱委員 62人

- ・内訳 公募25名、関係団体選出25人、市議会議員選出5人、 学識経験者1人、市職員6人
- ・このほかオブザーバーとして西方町関係者5人

ウ 委員公募

- ・公募期間 平成22年8月~9月
- ·公募委員募集定員 25人
- 応募総数 47人

(2) 会議の開催

全8回の会議を開催し、委員委嘱、委員の勉強会等を経て、第3回会議からはグループ討議により項目ごとに検討を行った。

8 新市市章制定

新市の市章については、平成22年1月22日開催の第5回合併協議会において、新市発足に合わせて制定することとなった。平成22年2月2日付けで新市市章選定委員会を設置し、デザイン公募、類似商標等調査、市民アンケート、選定委員会における検討、選定等を経て、平成22年10月2日付けで市章を制定した。

また、同日開催された合併記念式典において、市章を発表し、併せて、応募作品の中から選定された最優秀賞作品1点及び優秀賞作品5点について、表彰を行った。

(1) 新市市章選定委員会の開催

ア 第1回新市市章選定委員会

- ·開催日 平成22年2月2日 (火)
- ・議 事 新市市章募集要領の決定 ほか
- イ 第2回新市市章選定委員会
 - ・開催日 平成22年3月22日(月)
 - ・議 事 第1次、第2次の審査を経て、市章候補作品10点を選定
- ウ 第3回新市市章選定委員会
 - ・開催日 平成22年7月5日(月)
 - ・議 事 市民アンケートの結果を踏まえ、最優秀賞作品(市章候補作品) 1点及び優秀賞作品5点を選定
- (2) 市章デザイン募集
 - 募集期間 平成22年2月15日(月)~3月15日(月)
 - · 応募総数 1,018点
- (3) 類似商標等調査の実施

第2回新市市章選定委員会の審査において絞られた候補作品10点を対象として実施した類似商標等調査の結果を受け、類似の商標の登録があると認められた作品1点を候補から除外し、市民アンケートの対象とする候補作品9点を新市市章選定委員会において決定した。

- (4) 市民アンケートの実施
 - ・実施期間 平成22年5月20日(木)~6月25日(金)
 - ・実施方式 9点の候補作品の中から新市の市章にもっともふさわしいと思う ものを選び、アンケート用紙に掲載した回答用はがきにより回答 するもの。回答者は市内在住の方に限られ、1人につき1通の回 答とした。
 - · 回答総数 4,586票
- (5) 市章の制定

平成22年10月2日付けで市章を制定し、併せて市章のカラーシステムや割り出し図について規定するデザインマニュアルを制定した。

また、同日付けで、市旗を制定した。

9 非核平和事業

栃木市原爆パネル展を開催した。

- ·期間 8月1日(日)~15日(日)
- ・会場 栃木市役所本庁舎 玄関ロビー

大平公民館(教育委員会事務局大平教育支所生涯学習課主催のパネル展) 道の駅みかも みかも亭

都賀総合支所 受付総合待合所

・内容 原爆投下後の惨状を収めた写真のパネル、その他関連資料の展示

文書法規担当

- 1 情報公開·個人情報保護関係
- (1) 市政情報センター及び市政情報コーナーの設置

情報公開の総合窓口として市役所3階に設置した市政情報センターにおいて、市民の相談に応じるほか、各種行政資料を常時公開するとともに、各公民館の図書コーナーにも市政情報コーナーを設け、各種行政資料を常時公開した。

(2) 市民へのPRの実施

情報公開制度及び個人情報保護制度の案内について、市ホームページに掲載した。

(3) 実施状況

平成22年度には、情報公開請求が36件、個人情報開示請求が2件あり、状況は次のとおりである。

・請求件数及び公開等の決定状況 (単位:件)

情報公開	公開等の決定状況			
請求件数	公開	部分公開	非公開	
3 6	1	2 7	8	

個人情報開	開示等の決定状況			
示請求件数	開示	部分開示	非開示	
2	1	_	1	

- 2 告示
 - 件数 337件
- 3 栃木市公報の発行
 - 年12回発行第1号(4月15日)~第12号(3月15日)
- 4 文書管理関係
- (1) 文書の集中管理の実施

平成20年度の保存文書を、本庁の各課から引継ぎを受け、集中管理を実施した。

(2) 文書取扱件数

ア 収受文書

郵便文書	県文書使送車による県庁からの文書	合計
112,636 件	8,009 件	120,645 件

イ 発送文書

郵便文書	県文書使送車による県庁からの文書	合計
774,727 件	2,234 件	776,961 件

5 文書印刷

- (1) 文書印刷状況 332,444 枚 (33件)
- (2) コピー機年間利用枚数 5,059,353 枚(内 カラーコピー枚数 50,891 枚)

6 市議会関係

招集日	会議別	提 出 議 案 等
平成22年 5月17日	臨時会	議案第1号~議案第46号
平成22年 6月 4日	定例会	議案第47号~議案第63号 報告第1号~報告第8号
		議案第64号~議案第65号
平成22年 7月14日	臨時会	報告第9号~報告第10号
		議案第66号~議案第81号
平成22年 9月 3日	定例会	報告第11号~報告第15号
		認定第1号~認定第51号
平成22年11月19日	臨時会	議案第82号~議案第85号
平成22年11月19日	師时去	報告第16号
平成22年11月26日	臨時会	議案第86号~議案第89号
平成22年12月 3日	空風合	議案第90号~議案第112号
十八八八十八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	定例会	認定第52号
平成23年 2月25日	定例会	議案第1号~議案第50号
十八八〇十 2月20日	上 四 云	報告第1号~報告第2号

7 条例、規則等の審査、制定及び改廃

(1) 例規審查委員会

本市において制定する条例等の適正を期するため、条例等を審査し、立案を指導助 言する栃木市例規審査委員会を開催した。

- ・委員会の開催 26回
- ·審議件数 201件
- (2) 法令の 制定・改廃等に伴い、本市の条例・規則等を整備した。 (番号は暦年)

ア条例

番号	題名	公布年月日	施行年月日
242	栃木市議会委員会条例	平成22年5月17日	平成22年5月17日
243	栃木市議会事務局条例	平成22年5月17日	平成22年5月17日
244	栃木市副市長の定数を定める条例	平成22年6月4日	平成22年6月4日
245	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	平成22年6月28日	平成22年6月30日

246	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	平成22年6月28日	平成22年6月30日
247	栃木市寺尾財産区議会設置条例を廃止する条例	平成22年9月1日	平成22年10月15日
248	栃木市寺尾財産区議会設置条例	平成22年9月22日	平成22年10月15日
249	栃木市印紙等購買基金条例	平成22年9月30日	平成22年9月30日
250	栃木市税条例の一部を改正する条例	平成22年9月30日	平成22年10月1日
251	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	平成22年9月30日	平成22年9月30日
252	栃木市寺尾財産区議会定例会の回数を定める条例	平成22年11月24日	平成22年12月1日
253	栃木市寺尾財産区議会議員の議員報酬及び費用弁償条例	平成22年11月24日	平成22年12月1日
254	栃木市寺尾財産区議会の議員その他非常勤の職員の	亚宁99年11日94日	亚产99年19月1日
234	公務災害補償に関する条例	平成22年11月24日	平成22年12月1日
255	栃木市寺尾財産区議会の議決に付すべき契約及び財	平成22年11月24日	亚出99年19月1日
200	産の取得又は処分に関する条例	半 成22平11月24日	平成22年12月1日
256	栃木市寺尾財産区営基金条例	平成22年11月24日	平成22年12月1日
257	栃木市寺尾財産区特別会計条例	平成22年11月24日	平成22年12月1日
258	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成22年11月29日	平成22年12月1日
259	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する	平成22年11月29日	平成22年12月1日
209	条例の一部を改正する条例	平成22年11月29日	平成22年12月1日
260	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	平成22年11月29日	平成22年12月1日
261	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関す	平成22年11月29日	平成22年12月1日
201	る条例の一部を改正する条例	十八八八十八八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八八十八十八十八十八	十成22年12月1日
262	栃木市学童保育の実施に関する条例	平成22年12月27日	平成23年4月1日
263	栃木市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	平成22年12月27日	平成23年4月1日
264	栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例	平成22年12月27日	平成22年12月27日
1	栃木市部設置条例等の一部を改正する条例	平成23年2月28日	平成23年4月1日
2	栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	平成23年2月28日	平成23年4月1日
3	栃木市環境基本条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
4	栃木市男女共同参画推進条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
5	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
6	栃木市地域医療対策基金条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
7	栃木市星野遺跡憩の森条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
8	栃木市特別会計条例の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
9	外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職	平成23年3月25日	平成23年4月1日
9	員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	半成23年3月25日	平成23年4月1日
10	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
11	栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
12	栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
1.9	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例	亚라99年9月95日	亚出99年4月1日
13	の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日

15	栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
16	栃木市議会基本条例	平成23年3月25日	平成23年4月1日
17	栃木市寺尾財産区議会の議決に付すべき契約及び財産の	平成23年3月31日	平成23年3月31日
	取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例		

イ 規則

$\overline{}$	// 矣!		
番号	題 名	公布年月日	施行年月日
206	栃木市地域自治区地域協議会に関する規則	平成22年5月14日	平成22年5月14日
207	栃木市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成22年5月28日	平成22年5月28日
208	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則	平成22年6月1日	平成22年6月1日
209	栃木市行政組織規則の一部を改正する規則	平成22年6月1日	平成22年6月1日
210	栃木市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	平成22年6月29日	平成22年6月30日
211	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則	平成22年6月29日	平成22年6月30日
	の一部を改正する規則	,,,,	
212	栃木市行政組織規則の一部を改正する規則	平成22年6月30日	平成22年7月1日
213	栃木市財務規則の一部を改正する規則	平成22年7月1日	平成22年7月1日
214	栃木市地域自治区の区長に関する規則	平成22年7月29日	平成22年7月29日
215	栃木市社会福祉施策推進委員会規則の一部を改正する規則	平成22年8月20日	平成22年8月20日
216	栃木市財務規則の一部を改正する規則	平成22年11月1日	平成22年11月1日
217	栃木市特別顧問設置規則	平成22年11月25日	平成22年11月25日
218	栃木市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成22年11月30日	平成22年12月1日
219	栃木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成22年11月30日	平成22年12月1日
220	平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則	平成22年11月30日	平成22年12月1日
1	栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則	平成23年1月12日	平成23年4月1日
2	栃木市下水道受益者負担金に関する条例施行規則の	平成23年2月17日	平成23年2月17日
۷	一部を改正する規則		
3	栃木市行政組織規則等の一部を改正する規則	平成23年2月28日	平成23年4月1日
4	栃木市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則を廃止する規則	平成23年2月28日	平成23年4月1日
5	大平町代表事務連絡員及び事務連絡員設置規則を廃止する規則	平成23年3月3日	平成23年4月1日
6	栃木市財務規則及び栃木市補助金等交付規則の一部	亚战92年2月20日	亚战99年3月00日
Ö	を改正する規則	平成23年3月22日	一/メスムン+ 3月22日
7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される栃木市職	亚战92年2月25日	亚战99年 4 日 4 日
7	員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	平成23年3月25日	一川以23年4月1日
8	栃木市環境審議会規則	平成23年3月28日	平成23年4月1日
9	栃木市赤ちゃん誕生祝金条例施行規則	平成23年3月29日	平成23年4月1日
10	栃木市国民健康保険規則の一部を改正する規則	平成23年3月30日	平成23年4月1日
1.1	栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止	平成23年3月31日	亚宁99年 4 日 1 日
11	に関する条例施行規則の一部を改正する規則		平成23年4月1日
12	栃木市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	平成23年3月31日	平成23年4月1日
			<u> </u>

13	栃木市職員の管理職手当支給に関する規則の一部を	亚出 99 年 9 日 91 日	亚出99年4月1日
	改正する規則	平成23年3月31日	平成23年4月1日
14	栃木市職員級別職務分類規則の一部を改正する規則	平成23年3月31日	平成23年4月1日
15	栃木市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	平成23年3月31日	平成23年3月31日
	施行規則の一部を改正する規則		

ウ 訓令

番号	題名	公布年月日	施行年月日
76	栃木市男女共同参画推進本部設置要綱	平成22年6月1日	平成22年6月1日
77	栃木市土地利用対策委員会設置要綱	平成22年6月7日	平成22年6月7日
78	栃木市地域医療確保対策本部設置要綱	平成22年6月21日	平成22年6月21日
79	栃木市職員服務規程の一部を改正する規程	平成22年6月29日	平成22年6月30日
80	栃木市地域自治区の区長の取扱いに関する要綱	平成22年7月29日	平成22年7月29日
81	栃木市新型インフルエンザ対策本部設置要綱	平成22年9月14日	平成22年9月14日
82	栃木市新型インフルエンザ健康危機管理対策委員会設置要綱	平成22年9月14日	平成22年9月14日
83	栃木市大規模小売店舗閉店対策本部設置要綱	平成22年10月25日	平成22年10月25日
0.4	栃木市嘱託員取扱要綱及び非常勤職員等の取扱いに	Ti-1-00/F11 F10FF	平成22年11月25日
84	関する要綱の一部を改正する要綱	平成22年11月25日	
85	広報とちぎ広告掲載取扱要領の一部を改正する要領	平成22年12月27日	平成22年12月27日
86	栃木市ホームページ広告掲載取扱要領の一部を改正する要領	平成22年12月27日	平成22年12月27日
1	藤岡町放課後児童対策事業実施要綱及び都賀町放課	平成23年1月14日	平成23年4月1日
1	後児童対策事業実施要綱を廃止する要綱		
2	栃木市大平地域包括支援センター介護予防支援事業運営規程	平成23年2月25日	平成23年4月1日
3	栃木市庁議等規程等の一部を改正する規程	平成23年2月28日	平成23年4月1日
4	栃木市職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程	平成23年2月28日	平成23年4月1日
5	栃木市職員服務規程の一部を改正する規程	平成23年2月28日	平成23年4月1日
6	栃木市吹上地域包括支援センター介護予防支援事業	平成23年3月17日	平成23年4月1日
	運営規程等の一部を改正する規程	//X20 0 / 11 H	1/1/20 4/1 1
7	栃木市公文例規程の一部を改正する規程	平成23年3月17日	平成23年3月17日
8	藤岡町霊きゅう自動車使用料補助金交付要綱を廃止する要綱	平成23年3月17日	平成23年4月1日
9	栃木市事務決裁規程の一部を改正する規程	平成23年3月29日	平成23年4月1日
10	青年農業者海外派遣研修費補助金要綱を廃止する要綱	平成23年3月30日	平成23年4月1日
11	栃木市建設工事等請負者選考委員会規程の一部を改正する規程	平成23年3月30日	平成23年4月1日
12	栃木市郵便入札実施要領の一部を改正する要領	平成23年3月30日	平成23年4月1日
13	栃木市移動系防災行政用無線局管理運用規程	平成23年3月31日	平成23年4月1日

8 顧問弁護士

市長その他市の執行機関の相談に応じ、行政執行上の問題について顧問弁護士(1人)から意見、助言等を受けた。

·相談件数 19回